

全国産業資源循環連合会女性部協議会 中部地域協議会女性部会規約

(名称)

第 1 条 本会は、全国産業資源循環連合会女性部協議会中部地域協議会女性部会(以下「本会」という。)という。

(目的)

第 2 条 本会は、中部地域協議会を構成する各県協会及び産業資源循環業界に係る女性層の一層のレベルアップと次世代への継承に向けて、女性層の組織化・活躍促進を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 本会会員育成のための事業
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 本会は、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会女性部会、公益社団法人静岡県産業廃棄物協会女性部会、一般社団法人愛知県産業資源循環協会女性部及び一般社団法人三重県産業廃棄物協会女性部会（以下「会員」という。）で組織する。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。なお、次の各号以外の役員を置くことを妨げない。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内
- (3) 会 計 1 名
- (4) 委 員 原則 8 名以内(会長、副会長、会計を含む。)
- (5) 監 事 1 名

(役員を選任)

第 6 条 本会の役員は、次のとおり選任する。

- (1) 委員及び監事は、総会において選任する。
- (2) 会長は、委員の互選により選任する。
- (3) 会長は、その指名により副会長及び会計を選任する。

2 会長は、役員構成後速やかに全国産業資源循環連合会女性部協議会会長に報告する。

(役員の仕事)

第7条 会長の職務は、本会を代表し業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。

- 2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第9条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、総会開催時における会長がこれに当たる。
- 5 総会は次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 役員の選任又は解任
 - (2) 事業計画・予算
 - (3) 事業報告・決算
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他、役員会が必要と認めた事項
- 6 総会は、各県女性部会又は女性部の会員の5分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 7 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。
- 9 総会の議事について次の項目を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数(書面表決及び表決委任者を含む。)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

10 議事録には出席した会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上の者が議長とともに署名又は記名押印をしなければならない。

(運営費)

第10条 本会の運営費は、各県の女性部会又は女性部からの会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の額及び徴収方法は総会において決定する。なお、必要に応じて特別会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り、会長が定める。

附則

この規約は、令和6年9月12日から施行する。